

**大気環境測定局データファイル
利用説明書**

国立研究開発法人 国立環境研究所
環境情報部 情報整備室

作成年月日 令和3年10月

目 次

1. ファイル仕様
2. データ件数
3. ファイルレイアウト
4. コード表
 - 表 1 都道府県コード
 - 表 2 繼続状況コード
 - 表 3 用途地域コード
 - 表 4 測定方法コード
 - 表 5 測定局区分及び測定局種別コード
 - 表 6 所管機関コード
 - 表 7 測定機種コード（微小粒子状物質）
 - 表 8 等価性の有無コード（微小粒子状物質）
 - 表 9 公健法の旧第一種指定地域コード
 - 表 10 令別表第3の区分コード
 - 表 11 総量規制地域コード
 - 表 12 NO_x 総量規制地域コード
 - 表 13 特別排出基準適用地域コード
 - 表 14 NO₂ 環境基準告示2-1の区分コード
 - 表 15 NO₂ 環境基準告示2-2の区分コード
 - 表 16 改正前自動車NO_X法の特定地域コード
 - 表 17 自動車NO_X・PM法の対策地域コード
 - 表 18 道路種別コード

本利用説明書の内容についてのお問合せ

国立研究開発法人 国立環境研究所 環境情報部 情報整備室
TEL:029-850-2342
FAX:029-850-2566
E-mail:gis@nies.go.jp
〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

(参考)

国立環境研究所ホームページ <http://www.nies.go.jp/>
環境GIS <http://www-gis.nies.go.jp/>
環境数値データベース <http://www.nies.go.jp/igreen/>

1. ファイル仕様

項目	内 容
ファイル名	大気環境測定局データファイル
概 要	環境省が実施する「大気測定局属性調査」に基づき、全国の大気測定局に関する属性情報を収録したもの。
収録年度	昭和45(1970)年度～ (月間値・年間値用の1970～1989年度の測定局データは、1990年の測定局データを用いて作成した。なお、1990年度のデータに無く、1989年以前のデータに有る測定局については廃止局等の情報を含む2002年度の全測定局データを使用した。)
収録対象	大気常時監視測定局
収録項目	各測定局の基礎情報（名称、所在地、位置情報等）
ファイル単位	1年度（全国1ファイル+都道府県47ファイル）、項目別
ファイル名称	TMyyyy00**.txt yyyy;西暦年、00;固定、**;00(全国) 01-47;(都道府県)
レコード形式	テキスト形式（固定長 C S V）
仕様コード	SHIFT JISコード
ソート順	測定局コード（昇順）
データ所管部局	環境省水・大気環境局大気環境課

2. データ件数

西暦	和暦	年度	件数
1970	S. 45		412
1971	S. 46		759
1972	S. 47		1,035
1973	S. 48		1,407
1974	S. 49		1,641
1975	S. 50		1,789
1976	S. 51		1,863
1977	S. 52		1,948
1978	S. 53		2,017
1979	S. 54		2,066
1980	S. 55		2,112
1981	S. 56		2,071
1982	S. 57		2,073
1983	S. 58		2,095
1984	S. 59		2,100
1985	S. 60		2,066
1986	S. 61		2,054
1987	S. 62		2,057
1988	S. 63		2,074
1989	H. 01		2,064
1990	H. 02		2,071
1991	H. 03		2,079
1992	H. 04		2,100
1993	H. 05		2,117
1994	H. 06		2,129
1995	H. 07		2,135
1996	H. 08		2,142
1997	H. 09		2,141
1998	H. 10		2,144
1999	H. 11		2,142
2000	H. 12		2,127
2001	H. 13		2,133
2002	H. 14		2,146
2003	H. 15		2,113
2004	H. 16		2,009
2005	H. 17		2,078
2006	H. 18		2,043
2007	H. 19		2,018
2008	H. 20		2,001
2009	H. 21		2,012
2010	H. 22		1,979
2011	H. 23		1,964
2012	H. 24		1,926
2013	H. 25		1,934
2014	H. 26		1,938
2015	H. 27		1,915
2016	H. 28		1,901
2017	H. 29		1,900
2018	H. 30		1,899
2019	R. 1		1,885

3. ファイルレイアウト

通番	項目名	型 ¹⁾	備考
年度、測定局コード、測定局名称			
1	ファイル年度	I	西暦年度
2	国環研局番	C	国環研測定局コード(NIES_CODE)
3	国環研局番_以前	C	
4	自治体局番_1	C	
5	自治体局番_2	C	
6	測定局名称	C	
7	8文字名称	C	「大気汚染状況報告書」に掲載される測定局名称(最大8文字)
8	自治体名称	C	通称を含む
9	ローマ字名称	C	測定局名称と対応
測定局座標と標高			
10	緯度_度	I	
11	緯度_分	I	
12	緯度_秒	I	
13	経度_度	I	
14	経度_分	I	
15	経度_秒	I	
16	標高(m)	R	
測定局の所在地など			
17	都道府県コード	C	コード一覧 表1参照
18	都道府県名	C	
19	" (ローマ字)	C	
20	市区町村コード	C	
21	市区町村名	C	
22	" (ローマ字)	C	
23	住所	C	
24	" (ローマ字)	C	
25	建物名称等	C	
26	" (ローマ字)	C	
測定局区分、所管機関、設置年月日など			
27	測定局区分	I	コード一覧 表5参照
28	測定局種別	C	コード一覧 表5参照
29	所管機関	I	コード一覧 表6参照
30	継続状況	C	コード一覧 表2参照
31	設置年月日	年	I
32		月	I
33		日	I
34	廃止年月日	年	I
35		月	I
36		日	I
大気汚染防止法などの地域指定等			
37	用途地域	I	コード一覧 表3参照
38	公健法旧第1種指定地域	I	公健法施行令 旧別表第一 関連 コード一覧 表9参照
39	令別表第3の区分	I	大防法施行令 別表第三 関連 コード一覧 表10参照
40	総量規制地域	I	大防法施行令 別表第三の二 関連 コード一覧 表11参照
41	NOx総量規制地域	I	大防法施行令 別表第三の三 関連 コード一覧 表12参照
42	特別排出基準適用地域	I	大防法施行規則 別表第四 コード一覧 表13参照
43	NO2環境基準告示2-1区分	I	通知 S.54.8.7 環大企第310号 コード一覧 表14参照
44	NO2環境基準告示2-2区分	I	通知 S.54.8.7 環大企第310号 コード一覧 表15参照
45	自動車NOX法の特定地域	I	改正前自動車NOX法施行令 別表第一 コード一覧 表16参照
46	自動車NOX・PM法の対策地域	I	自動車NOX・PM法施行令 別表第一 コード一覧 表17参照
47	予備欄	Null	
5		S	
53		Null	

項目別測定の有無、測定方法、測定高度(m)			測定方法は、コード一覧 表4参照	
54	項目01_SO2 二酸化硫黄	測定の有無	C	
55		測定方法	C	
56		測定高度(m)	R	
57	項目02_NO 一酸化窒素	測定の有無	C	
58		測定方法	C	
59		測定高度(m)	R	
60	項目03_N02 二酸化窒素	測定の有無	C	
61		測定方法	C	
62		測定高度(m)	R	
63	項目04_NOX 窒素酸化物	測定の有無	C	
64		測定方法	C	
65		測定高度(m)	R	
66	項目05_CO 一酸化炭素	測定の有無	C	
67		測定方法	Null	
68		測定高度(m)	R	
69	項目06_OX 光化学オキシダント	測定の有無	C	
70		測定方法	C	
71		測定高度(m)	R	
72	項目07_NMHC 非メタン炭化水素	測定の有無	C	
73		測定方法	C	
74		測定高度(m)	R	
75	項目08_CH4 メタン	測定の有無	C	
76		測定方法	C	
77		測定高度(m)	R	
78	項目09 THC 全炭化水素	測定の有無	C	
79		測定方法	C	
80		測定高度(m)	R	
81	項目10_SPM 浮遊粒子状物質	測定の有無	C	
82		測定方法	C	
83		測定高度(m)	R	
84	項目11_SP 浮遊粉じん	測定の有無	C	
85		測定方法	Null	
86		測定高度(m)	R	
87	項目12_WD 風向	測定の有無	C	
88		測定方法	Null	
89		測定高度(m)	R	
90	項目13_WS 風速	測定の有無	C	
91		測定方法	Null	
92		測定高度(m)	R	
93	項目14_TEMP 気温	測定の有無	C	
94		測定方法	Null	
95		測定高度(m)	R	
96	項目15_HUM 湿度	測定の有無	C	
97		測定方法	Null	
98		測定高度(m)	R	
99	項目16_PM2.5 微小粒子状物質	測定の有無	C	
100		測定方法	C	
101		測定機器	C	コード一覧 表7参照
102		等価性の有無	C	コード一覧 表8参照
103		測定高度(m)	R	
104	予備欄	測定の有無	Null	
105		測定方法	S	
106		測定機器	Null	
203		等価性の有無	Null	

近傍道路情報(自排局のみ対象)			道路種別はコード一覧表 18 参照	
204	道路1	道路種別	I	
205		路線番号	I	
206		路線名	C	
207		通称名	C	
208		距離(m)	R	
209	道路2	道路種別	I	
210		路線番号	I	
211		路線名	C	
212		通称名	C	
213		距離(m)	R	
214	道路3	道路種別	I	
215		路線番号	I	
216		路線名	C	
217		通称名	C	
218		距離(m)	R	
219	道路4	道路種別	I	
220		路線番号	I	
221		路線名	C	
222		通称名	C	
223		距離(m)	R	
224	道路5	道路種別	I	
225		路線番号	I	
226		路線名	C	
227		通称名	C	
228		距離(m)	R	
229	道路6	道路種別	I	
230		路線番号	I	
231		路線名	C	
232		通称名	C	
233		距離(m)	R	
測定局の登録・更新				
234	登録年月日	登録_年	I	西暦年
235		登録_月	I	月
236		登録_日	I	日
237	最終更新年月日	最終更新_年	I	西暦年
238		最終更新_月	I	月
239		最終更新_日	I	日
調査年月日				
240	調査年月日	調査_年	I	西暦年
241		調査_月	I	月
242		調査_日	I	日
243	バージョン	バージョン	C	Ver. 1.0 固定

1) 型 C:文字型データ

I:整数型データ

R:実数型データ

Null:予備欄など未収録

4. コード表

表1 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

表2 繼続状況コード

コード	継続状況	備考
0	廃止ではない	
1	廃止	

表3 用途地域コード

コード	用途地域	該当する地域
1	住__	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」(旧「第1種住居専用地域」、「第2種住居専用地域」及び「住居地域」)に該当する地域
2	商__	同号用途地域のうち「近隣商業地域」及び「商業地域」
3	準工	「準工業地域」
4	工__	「工業地域」
5	工専	「工業専用地域」
6	未__	都市計画法第8条第1項第1号、第7号及び第9号のいづれにも該当しない地域
7	風致	都市計画法第8条第1項第7号「風致地区」
8	臨港	都市計画法第8条第1項第9号「臨港地区」
9	その他	上記のいづれにも該当しない地域

なお「大気汚染状況報告書」では9:その他 の表記はない。

表4 測定方法コード

コード	二酸化硫黄		窒素酸化物 NO, NO ₂ , NOX	光化学オゾン OX	炭化水素 NMHC, CH ₄ , THC		浮遊粒子状物質 SPM	微小粒子状物質 PM2.5
	SO ₂	従来型 高感度型			直接法	光散乱法		
1	溶液導電率法	従来型	吸光光度法	吸光光度法	差量法	光散乱法	—	—
2		高感度型	化学発光法	電量法		圧電天びん法	—	—
3	紫外線蛍光法		—	紫外線吸収法		β線吸収法	—	—
4	—		—	化学発光法	全炭化水素計	メタン換算	—	—
5	—		—	—		プロパン換算	—	—
11	—		—	—	—	—	—	β線吸収法
12	—		—	—	—	—	—	フィルター振動法
13	—		—	—	—	—	—	光散乱法
14	—		—	—	—	—	—	β線吸収法・光散乱法ハイブリッド

表5 測定局区分及び測定局種別コード

測定局区分		測定局種別		備 考
コード	区分	コード	種別	
1	一般環境大気測定局	0	環境基準適用局	環境省報告における局種別 * は、一般局・自排局とも環境基準の適用除外局を意味し、通常、測定局名称の1文字めが※となる。
		1	環境基準適用除外局	
2	自動車排出ガス測定局	0	沿道局	
		1	車道局	
3				
4				
5	気象・立体局			
6	(降下ばいじん局)			
7				
8				
9	その他			

局種別は、当面局区分 1:一般局、2:自排局についてのみ考慮する。

国設酸性雨局に移行した国設局のうち、環境庁報告(あるいは時間値ファイルの提供)があるものは、局区分 1:一般局として扱う。

表6 所管機関コード

コード	所管機関	備 考
1	国(国設)	環境省が設置し自治体に管理・運営を依頼している測定局。他省庁設置の測定局は 9:その他。
2	都道府県	
3	指定都市	
4	中核市	
5	特例市	
6	大防法の政令市	
7	その他の市町村	
8	企業	
9	その他	

表7 測定機種コード(微小粒子状物質)

コード	測定機種
1	FRM準拠サンプラー
11	PM-712(紀本電子工業(株))
12	PM-717(紀本電子工業(株))
13	FPM-377((株)東亜ディーケーケー)
14	APDA-3750A((株)堀場製作所)
15	FH62C14(Thermo Fisher Scientific)
16	SHARP 5030(Thermo Fisher Scientific)
17	MP101M(Environment S.A.)
18	5014i(Thermo Fisher Scientific)
9999	その他

表8 等価性の有無コード(微小粒子状物質)

コード	等価性の有無
1	有
2	無

表9 公健法の旧第一種指定地域コード

コード	公害健康被害の補償等に関する法律施行令 旧別表第一示される地域	
10	一	千葉県の区域のうち、千葉市(神明町、出洲港、市場町、亥鼻一丁目、亥鼻二丁目、亥鼻三丁目、葛城一丁目、葛城二丁目、葛城三丁目、千葉寺町、青葉町、長洲一丁目、長洲二丁目、長洲町一丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、末広四丁目、末広五丁目、港町、寒川町一丁目、寒川町二丁目、寒川町三丁目、稻荷町、矢作町、今井町、今井一丁目、今井二丁目、今井三丁目、若草一丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、白旗一丁目、白旗二丁目、白旗三丁目、鶴の森町、川崎町、蘇我町一丁目、蘇我町二丁目、宮崎町、宮崎一丁目、宮崎二丁目、松ヶ丘町、大森町、大巣寺町、星久喜町、浜野町、村田町、塩田町及び新浜町に限る。)の区域
20	二	東京都の区域のうち、千代田区の区域
30	三	東京都の区域のうち、中央区の区域
40	四	東京都の区域のうち、港区の区域
50	五	東京都の区域のうち、新宿区の区域
60	六	東京都の区域のうち、文京区の区域
70	七	東京都の区域のうち、台東区の区域
80	八	東京都の区域のうち、品川区の区域
90	九	東京都の区域のうち、大田区の区域
100	十	東京都の区域のうち、目黒区の区域
110	十一	東京都の区域のうち、渋谷区の区域
120	十二	東京都の区域のうち、豊島区の区域
130	十三	東京都の区域のうち、北区の区域
140	十四	東京都の区域のうち、板橋区の区域
150	十五	東京都の区域のうち、墨田区の区域
160	十六	東京都の区域のうち、江東区の区域
170	十七	東京都の区域のうち、荒川区の区域
180	十八	東京都の区域のうち、足立区の区域
190	十九	東京都の区域のうち、葛飾区の区域
200	二十	東京都の区域のうち、江戸川区の区域
210	二十一	神奈川県の区域のうち、横浜市鶴見区(日本国有鉄道東海道本線以東の区域に限る。)の区域
220	二十二	神奈川県の区域のうち、川崎市川崎区及び同市幸区の区域
230	二十三	静岡県の区域のうち、富士市(富士川との交会点から市道久沢天間線との交会点に至る富士市と富士宮市との境界線、市道久沢天間線、同市道との交会点から県道元吉原大淵富士宮線との交会点に至る市道久沢門間線、同市道との交会点から市道間門鶴無ヶ淵線との交会点に至る県道元吉原大淵富士宮線、同県道との交会点から赤淵川との交会点に至る市道間門鶴無ヶ淵線、同市道との交会点から高速自動車国道東海自動車道との交会点に至る赤淵川、赤淵川との交会点から須津川との交会点に至る高速自動車国道東海自動車道、同高速自動車国道との交会点から沼川との交会点に至る須津川及び須津川との交会点から富士市と沼津市との境界線との交会点に至る沼川以南で、高速自動車国道東海自動車道との交会点以北の赤淵川、赤淵川との交会点から須津川との交会点に至る高速自動車国道東海自動車道、同高速自動車国道との交会点から沼川との交会点に至る須津川、須津川との交会点から富士市と沼津市との境界線との交会点に至る沼川及び沼川との交会点以南の富士市と沼津市との境界線以西の区域に限る。)の区域
240	二十四	愛知県の区域のうち、名古屋市東区(一般国道四十一号線及び市道堀田高岳線以西で、市道長堀町線及び市道丸ノ内線以南の区域に限る。)、同市西区(一般国道二十二号線以西で藤ノ宮通一丁目における同国道との交会点以南の市道名古屋環状線以東の区域に限る。)、同市中村区(市道名古屋環状線以東の区域に限る。)、同市中区(市道堀田高岳線以東の区域及び市道丸ノ内線以北の区域を除く。)、同市昭和区(市道堀田高岳線以西の区域並びに市道名古屋環状線以西で市道広見町線及び市道八熊線以南の区域に限る。)、同市瑞穂区(市道名古屋環状線以西の区域に限る。)、同市熱田区、同市中川区(庄内川以西の区域及び日本国有鉄道関西本線以北の区域を除く。)、同市港区(庄内川以西の区域を除く。)及び同市南区(名古屋鉄道名古屋本線との交会点以北の市道名古屋環状線及び同市道との交会点以南の名古屋鉄道名古屋本線以西の区域に限る。)の区域
250	二十五	愛知県の区域のうち、東海市(加木屋町を除く。)の区域
260	二十六	三重県の区域のうち、四日市市(塩浜町、東邦町、石原町、塩浜、宮東町一丁目、宮東町二丁目、宮東町三丁目、馳出町一丁目、馳出町二丁目、馳出町三丁目、松泉町、宝町、大池町、小浜町、七ツ屋町、高旭町、柳町、御園町一丁目、御園町二丁目、塩浜本町一丁目、塩浜本町二丁目、塩浜本町三丁目、浜旭町、川合町、中里町、三田町、大井の川町一丁目、大井の川町二丁目、大井の川町三丁目、海山道町一丁目、海山道町二丁目、海山道町三丁目、大浜町、雨池町、日永一丁目、日永二丁目、日永三丁目、日永四丁目、日永五丁目、泊山崎町、泊町、追分一丁目、追分二丁目、追分三丁目、前田町、日永のうち大宮西、大坪、宗玄川原、松山西、天白西、宗三郎繩、八郎右工繩、山伏、天神垣外、川中、源次郎繩、杉谷、中浜及び土綱、日永東一丁目、日永東二丁目、日永東三丁目、泊小柳町、泊村のうち稻場、堅長、内谷及び囲井ヶ腰、六呂見町、馳出、内堀町、川尻町、大治田一丁目、大治田二丁目、大治田三丁目、小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾東一丁目、小古曾東二丁目のうち一番から三番まで及び六番から九番まで、赤堀一丁目、赤堀二丁目、赤堀三丁目、赤堀南町、城東町、石塚町、赤堀のうち芝田東、城東及び川原畠、浜田町、中浜田町、南浜田町、北浜田町、新正一丁目、新正二丁目、新正三丁目、新正四丁目、新正五丁目、十七軒町、栄町、三栄町、幸町、朝日町、昌栄町、南起町、曙町、曙二丁目、寿町、末広町、西末広町、安島一丁目、安島二丁目、鶴の森一丁目、鶴の森二丁目、諏訪栄町、浜田、浜町、蔵町、北納屋町、中納屋町、南納屋町、相生町、稻葉町、大協町一丁目、高砂町、屋上町、千才町、北浜町、北条町、新町、新々町、元新町、沖の島町、本町、八幡町、中町、北町、中部、諏訪町、西町、元町、西新地、西浦一丁目、西浦二丁目、堀木一丁目、堀木二丁目、午起一丁目、午起二丁目、午起三丁目、大協町二丁目、三郎町、高浜町、高浜新町、東新町、新浜町、浜一色町、京町、川原町、本郷町、陶栄町、滝川町、末永、清水町、野田一丁目のうち一番及び二番、野田二丁目のうち一番、西阿倉川、東阿倉川、みゆきヶ丘一丁目、みゆきヶ丘二丁目、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、三ツ谷東町、末永町、富士町、金場町、大宮町、大宮西町、羽津山町、羽津町、城山町、山手町、白須賀一丁目、白須賀二丁目、白須賀三丁目、八田一丁目、八田二丁目、八田三丁目、別名一丁目、別名二丁目、別名三丁目、別名四丁目、別名五丁目、別名六丁目、南いかるが町、羽津中一丁目、羽津中二丁目、羽津中三丁目並びに羽津のうち羽津甲五一六三番地から五一六七番地の二三までの区域及び羽津乙八七三番地の一から一〇一七番地までの区域に限る。)の区域
270	二十七	三重県の区域のうち、三重郡楠町の区域
280	二十八	大阪府の区域のうち、大阪市の区域
290	二十九	大阪府の区域のうち、豊中市(高速自動車国道中央自動車道西宮線以南の区域に限る。)の区域
300	三十	大阪府の区域のうち、吹田市(府道豊中吹田線との交会点以西の高速自動車国道中央自動車道西宮線、同自動車道との交会点から府道大阪高槻京都線との交会点に至る府道豊中吹田線、同府道との交会点から日本国有鉄道東海道本線との交会点に至る府道大阪高槻京都線及び同府道との交会点以東の日本国有鉄道東海道本線以南の区域並びに西の庄町に限る。)の区域
302	三十の二	大阪府の区域のうち、守口市の区域
303	三十の三	大阪府の区域のうち、東大阪市(府道石切大阪線との交会点以北の府道八尾枚方線、同府道との交会点以東の府道石切大阪線、市道新石切本線、同市道の終点から市道石切枚岡高安線の起点を結ぶ線、市道石切枚岡高安線、同市道との交会点から一般国道百七十号線との交会点に至る東大阪市と八尾市との境界線及び同境界線との交会点以南の一般国道百七十号線以西の区域(加納を除く。)並びに布市町一丁目のうち一番及び二番、布市町二丁目のうち一番及び二番、日下町二丁目のうち一番及び一〇番から一二番まで、日下町三丁目のうち一番から三番まで、日下町四丁目のうち一番、中石切町四丁目、中石切町五丁目、北石切町、東石切町四丁目、東石切町五丁目、東石切町六丁目、上石切町一丁目、山手町のうち一番から一五番まで、東豊浦町のうち一番から一一番まで、出雲井町のうち一番から六番まで、五条町のうち一番から一〇番まで、客坊町のうち一番から一四番まで、上四条町のうち一番から三〇番まで、南四条町、上六万寺町のうち一番から一三番まで、六万寺町一丁目のうち一番から二二番まで、横小路町一丁目のうち一番から四番まで並びに横小路町二丁目に限る。)の区域

304	三十の四	大阪府の区域のうち、八尾市(東大阪市池島町二丁目と同市下六万寺町一丁目と同市下六万寺町二丁目との接点以南の一般国道百七十号線以西の区域(弓削町一丁目、弓削町二丁目、弓削町三丁目、弓削町南一丁目、弓削町南二丁目、弓削町南三丁目、大字弓削のうち一般国道二十五号線以南の区域、大字田井中、大字老原、大字南木本、大字太田のうち大字木本と西木の本二丁目との境界線以南の府道大阪中央環状線以東の区域、太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田四丁目、太田五丁目、太田六丁目、太田七丁目、太田八丁目、太田九丁目、大字沼、沼一丁目、沼二丁目、沼三丁目及び沼四丁目を除く。)に限る。)の区域
310	三十一	大阪府の区域のうち、堺市(日本国有鉄道阪和線以西の区域並びに常磐町一丁、常磐町二丁、常磐町三丁、東浅香山町一丁、東浅香山町二丁、東浅香山町三丁、東浅香山町四丁、東雲東町一丁、東雲東町二丁、東雲東町三丁、東雲東町四丁、大豆塚町一丁、大豆塚町二丁、奥本町一丁、奥本町二丁、宮本町、北花田町一丁、北花田町二丁、北花田町三丁、北花田町四丁、新堀町一丁、新堀町二丁、船堂町、北長尾町一丁、北長尾町二丁、北長尾町三丁、北長尾町四丁、北長尾町五丁、北長尾町六丁、北長尾町七丁、北長尾町八丁、藏前町、中長尾町一丁、中長尾町二丁、中長尾町三丁、中長尾町四丁、南長尾町一丁、南長尾町二丁、南長尾町三丁、南長尾町四丁、南長尾町五丁、東三国ヶ丘町一丁、東三国ヶ丘町二丁、東三国ヶ丘町三丁、東三国ヶ丘町四丁、東三国ヶ丘町五丁、長曾根町、新金岡町一丁、新金岡町二丁、新金岡町三丁、新金岡町四丁、新金岡町五丁、向陵中町一丁、向陵中町二丁、向陵中町三丁、向陵中町四丁、向陵中町五丁、向陵中町六丁、黒土町、向陵東町一丁、向陵東町二丁、向陵東町三丁、百舌鳥梅北町一丁、百舌鳥梅北町二丁、百舌鳥梅北町三丁、百舌鳥梅北町四丁、百舌鳥梅北町五丁、中百舌鳥町一丁、中百舌鳥町二丁、中百舌鳥町三丁、中百舌鳥町四丁、中百舌鳥町五丁、百舌鳥赤畠町一丁、百舌鳥赤畠町二丁、百舌鳥赤畠町三丁、百舌鳥赤畠町四丁、百舌鳥赤畠町五丁、百舌鳥梅町一丁、百舌鳥梅町二丁、百舌鳥本町一丁、百舌鳥本町二丁、百舌鳥本町三丁、百舌鳥西之町一丁、百舌鳥西之町二丁、百舌鳥西之町三丁、百舌鳥陵南町一丁、百舌鳥陵南町二丁、北条町一丁、北条町二丁、東上野芝町二丁、上野芝町二丁、上野芝町三丁、上野芝向ヶ丘町一丁、上野芝向ヶ丘町二丁、上野芝向ヶ丘町三丁、上野芝向ヶ丘町四丁、上野芝向ヶ丘町五丁、上野芝向ヶ丘町六丁、神野町、津久野町一丁、津久野町二丁、家原寺町一丁、家原寺町二丁及び鶴田町に限る。)の区域
312	三十一の二	兵庫県の区域のうち、神戸市(日本国有鉄道東海道本線(東京・神戸間)及び日本国有鉄道山陽本線(神戸・門司間)以南の区域のうち、東灘区(天王川以東の区域及び深江浜町を除く。)、灘区、芦合区、生田区(港島一丁目、港島二丁目、港島三丁目、港島四丁目、港島五丁目、港島六丁目、港島七丁目、港島中町一丁目、港島中町二丁目、港島中町三丁目、港島中町四丁目、港島中町五丁目、港島中町六丁目、港島中町七丁目及び港島中町八丁目を除く。)、兵庫区及び長田区に限る。)の区域
320	三十二	兵庫県の区域のうち、尼崎市(高速自動車国道中央自動車道西宮線以北で藻川以東の区域、塚口町一丁目及び塚口町二丁目並びに日本国有鉄道東海道本線以北で県道米谷昆陽尼崎線以西の区域を除く。)の区域
330	三十三	岡山県の区域のうち、倉敷市(福田町浦田、福田町福田、福田町古新田、北畠一丁目、北畠二丁目、北畠三丁目、北畠四丁目、北畠五丁目、北畠六丁目、北畠七丁目、中畠一丁目、中畠二丁目、中畠三丁目、中畠四丁目、中畠五丁目、中畠六丁目、中畠七丁目、中畠八丁目、中畠九丁目、中畠十丁目、福田町南畠、南畠一丁目、南畠二丁目、南畠三丁目、南畠四丁目、南畠五丁目、南畠六丁目、南畠七丁目、福田町松江、福田町東塚、東塚一丁目、東塚二丁目、東塚三丁目、東塚四丁目、東塚五丁目、東塚六丁目、東塚七丁目、福田町広江、広江三丁目、呼松町、潮通一丁目、潮通二丁目、潮通三丁目、連島町連島、連島町矢柄、連島町亀島新田、連島町西之浦、連島町鶴新田、鶴の浦一丁目、鶴の浦二丁目、鶴の浦三丁目、水島相生町、水島東寿町、水島西寿町、水島東弥生町、水島西弥生町、水島東栄町、水島西栄町、水島東常盤町、水島西常盤町、水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島福崎町、水島南龜島町、水島北龜島町、水島明神町、水島神田町、水島高砂町、水島青葉町、水島南幸町、水島北幸町、水島南春日町、水島北春日町、水島南緑町、水島北緑町、水島東川町、水島南瑞穂町、水島北瑞穂町、水島海岸通一丁目、水島海岸通二丁目、水島海岸通三丁目、水島海岸通四丁目、水島海岸通五丁目、水島西通一丁目、水島西通二丁目、水島中通一丁目、水島中通二丁目、水島中通三丁目、水島中通四丁目、水島川崎通一丁目、児島塩生、児島宇野津、林、串田、曾原及び福江に限る。)の区域
340	三十四	岡山県の区域のうち、玉野市(深井町、日比一丁目、日比二丁目、御崎一丁目、御崎二丁目、羽根崎町、明神町、日比一丁目、日比二丁目、日比三丁目、日比四丁目、日比五丁目、日比六丁目及び渋川一丁目に限る。)の区域
350	三十五	岡山県の区域のうち、備前市(浦伊部と西片上との境界線との交会点から馬場川との交会点に至る伊部と浦伊部との境界線、同境界線との交会点から市道伊部七十一号線との交会点に至る馬場川、同川との交会点から市道伊部九十号線との交会点に至る市道伊部七十一号線、市道伊部九十号線、同市道の終点、一〇九の二番地と一一二の二番地と一一〇七の一一番地との接点及び一一〇〇の二番地と一一〇九の二番地と一〇九の三番地との接点を順次結ぶ線、一一〇〇の二番地と一一〇九の二番地との境界線並びに一一〇〇の一一番地及び一一〇番地と一一〇九の一一番地との境界線以東の区域に限る。)、西片上(日本国有鉄道赤穂線以南の区域に限る。)及び東片上(日本国有鉄道赤穂線以南で、市道片上八十一号線、同市道との交会点から市道片上八十三号線との交会点に至る市道片上六十五号線、同市道と市道片上八十三号線との交会点、二四五二番地と二四七五の一一番地と二五八七番地との接点及び二四三四番地と二六五一の一一番地と穂浪との接点を順次結ぶ線並びに同線との交会点以南の東片上と穂浪との境界線以西の区域に限る。)に限る。)の区域
360	三十六	福岡県の区域のうち、北九州市小倉北区(一般国道百九十九号線との交会点以東の一般国道三号線及び同国道との交会点以西の一般国道百九十九号線以北の区域(末広二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、赤坂五丁目、赤坂海岸、大字馬島及び大字藍島の区域を除く。)及び同国道以南で板櫃川、県道下到津戸畠線及び同区の境界線で囲まれた区域に限る。)、同市戸畠区(一般国道三号線以北の区域に限る。)、同市八幡東区(県道八幡戸畠線との交会点以東の一般国道三号線、同国道との交会点から市道中央区穴生線との交会点に至る県道八幡戸畠線及び同県道との交会点以西の市道中央区穴生線以北の区域に限る。)、同市八幡西区(市道中央区穴生線以北で、宮川及び宮川との交会点以北の割子川以東の区域に限る。)、同市若松区(東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、西天神町、童子丸一丁目、童子丸二丁目、童子丸町、用勺町、今光町、今光一丁目、今光二丁目、赤島町、宮丸町、宮丸一丁目のうち三番から二三番まで、宮丸二丁目、大池町、和田町のうち一一番から一二番まで及び一六番から二〇番まで、古前一丁目のうち六番から二七番まで、古前二丁目、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、山手町、白山一丁目のうち一番から一七番まで、白山二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、中川町、大井戸町、老松一丁目、老松二丁目、西園町、栄盛川町、波打町、北湊町、深町一丁目、東小石町、響南町、大字安瀬並びに響町一丁目、宮丸川以西で、宮丸川との交会点以西の日本国有鉄道筑豊本線以南の区域並びに宮丸川並びに宮丸一丁目の一番及び二番と三番との境界線以東で、同境界線との交会点以東の一般国道百九十九号線以南の区域に限る。)の区域
370	三十七	福岡県の区域のうち、大牟田市(大字唐船(市道深倉三池干拓線、同市道との交会点から市道下屋敷下方線との交会点に至る県道島唐船大牟田線、同県道との交会点から市道香ノ幸五ノ枝線との交会点に至る市道下屋敷下方線及び同市道との交会点以東の市道香ノ幸五ノ枝線以南の区域並びに下方に限る。)、大字手鎌(深町並びに江向及び泉町のうち県道手鎌三池線以北の区域を除く。)、大字草木(県道手鎌三池線以南の区域に限る。)、大字三池(竹原及び古川に限る。)、健老町、城町一丁目、城町二丁目、大黒町一丁目、大黒町二丁目、大黒町三丁目、大黒町四丁目、椿黒町、明治町一丁目、明治町二丁目、明治町三丁目、中町一丁目、中町二丁目、恵比須町一丁目、恵比須町二丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、浜町、北磯町、新開町、下白川町一丁目、下白川町二丁目、中白川町一丁目、中白川町二丁目、中白川町三丁目、上白川町一丁目、上白川町二丁目、大字白川、大字歴木(榎町及び白岩に限る。)、長溝町、鳥塚町、日出町一丁目、日出町二丁目、日出町三丁目、柿園町一丁目、柿園町二丁目、柿園町三丁目、柿園町四丁目、京町、東新町一丁目、東新町二丁目、東新町三丁目、東新町四丁目、八尻町一丁目、八尻町二丁目、八尻町三丁目、浅牟田町、通町一丁目、通町二丁目、平原町、亀甲町、八本町、瓦町、亀谷町、稻荷町、焼石町、三坑町、滝湖瀬町、大浦町(一五番地の一九及び四六を除く。)、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、築町、泉町、東泉町、山上町、一本町、左古町、常盤町、谷町、元町、有明町、曙町、笹林町、出雲町、上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、松浦町、西宮浦町、東宮浦町、上官町一丁目、上官町二丁目、上官町三丁目、上官町四丁目、宮坂町、宮山町、真道寺町、七浦町、花園町、橋口町、魚町、古町、西有明町、久保田町、大正町一丁目、大正町二丁目、大正町三丁目、大正町四丁目、大正町五丁目、大正町六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、港町、住吉町、北浜町、本浜町、中浜町、新浜町、南浜町、西浜町、大浜町、中島町、中友町、須鼻町、磯町、西新町、新地町、松原町一丁目、松原町二丁目、小浜町、千代町、大高町、原山町、一浦町、宝坂町一丁目、宝坂町二丁目、不知火町一丁目、不知火町二丁目、不知火町三丁目、正山町、淨真町、昭和町、延命寺町、白金町、山下町、天領町一丁目、天領町二丁目、天領町三丁目、右京町、八江町、田端町、片平町、若宮町、長田町、諏訪町一丁目、諏訪町二丁目、諏訪町三丁目、合成町、末広町、青葉町、宮原町一丁目、宮原町二丁目、黄金町一丁目、黄金町二丁目、駿馬町、馬場町、一部町、天道町、馬込町一丁目、馬込町二丁目、米生町一丁目、米生町二丁目、馬渡町、笹原町一丁目、小川町、西港町一丁目、西港町二丁目、新港町(六番地の一、一二、一三及び一四に限る。)、三川町一丁目、三川町二丁目、三川町三丁目、三川町四丁目、入船町、高砂町、汐屋町、姫島町、加納町一丁目、加納町二丁目、樋口町、上屋敷町一丁目、上屋敷町二丁目及び船津町(日本国有鉄道鹿児島本線以西の区域に限る。)に限る。)の区域

備考 この表に掲げる区域は、二十三の項、三十の二の項、三十一の項及び三十一の二の項については昭和五十一年十一月十日、二十四の項、三十の三の項及び三十の四の項については昭和五十三年五月一日、二十六の項については昭和四十七年一月十日、三十七の項については昭和四十九年十一月十日、その他の項については昭和五十年十一月十日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

指定地域外のコードは 0

表10 令別表第3の区分コード

コード	大気汚染防止法施行令 別表第三(第五条関係)
10	一 北海道の区域のうち、札幌市(手稲金山九八番地の区域、手稲金山一三一番地から一七四番地までの区域、手稲本町五九二番地及び五九三番地の区域、手稲平和、手稲西野九三八番地から一〇〇六番地までの区域、手稲福井、山の手、盤渓、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野、簾舞、豊滝、小金湯、定山渓、定山渓温泉東一丁目から定山渓温泉東四丁目まで、定山渓温泉西一丁目から定山渓温泉西四丁目まで並びに有明を除く。)の区域
20	二 北海道の区域のうち、函館市、上磯郡上磯町(字七重浜町、字追分、字久根別町、字東浜町、字会所町、字本町、字川原町、字中野通、字飯生町、字新浜町、字大工川、字常盤町、字昭和町、字押上、字添山、字中野、字清川、字谷好町、字桜岱、字水無、字三好及び字富川町に限る。)及び亀田郡大野町(字一本木、字萩野、字千代田及び字東前に限る。)の区域
30	三 北海道の区域のうち、小樽市の区域
40	四 北海道の区域のうち、旭川市の区域
50	五 北海道の区域のうち、室蘭市の区域
60	六 北海道の区域のうち、釧路市の区域
70	七 北海道の区域のうち、苫小牧市、勇払郡早来町(遠浅及び源武に限る。)及び同郡厚真町(豊川、共栄、共和、上厚真及び浜厚真に限る。)の区域
72	七の二 青森県の区域のうち、青森市の区域
80	八 青森県の区域のうち、八戸市の区域
82	八の二 岩手県の区域のうち、盛岡市の区域
90	九 岩手県の区域のうち、宮古市の区域
100	一〇 岩手県の区域のうち、釜石市の区域
110	一一 宮城県の区域のうち、仙台市、塩竈市、多賀城市、宮城郡七ヶ浜町及び同郡利府町の区域
120	一二 宮城県の区域のうち、石巻市及び桃生郡矢本町の区域
130	一三 宮城県の区域のうち、名取市、岩沼市及び柴田郡柴田町の区域
140	一四 秋田県の区域のうち、秋田市、男鹿市(船越、脇本及び船川港に限る。)、南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町及び同郡井川村の区域
142	一四の二 山形県の区域のうち、山形市の区域
150	一五 山形県の区域のうち、酒田市の区域
160	一六 福島県の区域のうち、郡山市(熱海町中山、熱海町高玉、熱海町石蓮、逢瀬町多田野、逢瀬町河内、逢瀬町夏出、湖南町赤津、湖南町福良、湖南町馬入新田、湖南町三代、湖南町中野、湖南町浜路、湖南町横沢、湖南町館、湖南町舟津、田村町上道渡、田村町川曲、田村町板山神、田村町板本、田村町糠塚、田村町田母神、中田町下枝、中田町中津川、中田町柳橋、中田町駒板、中田町木目沢、中田町黒木、中田町牛益本郷、中田町高倉、中田町赤沼、中田町海老根、中田町上石、西田町鬼生田、西田町三町目、西田町大田、西田町木村、西田町根木屋、西田町芹沢、西田町丹伊田、西田町土棚、西田町高柴、西田町板橋、三穂田町野田、三穂田町八幡、三穂田町鍋山、三穂田町川田、三穂田町富岡、三穂田町下守屋、三穂田町山口、三穂田町大谷及び三穂田町駒屋を除く。)の区域
170	一七 福島県の区域のうち、いわき市(遠野市深山田、遠野町上遠野、遠野町根岸、遠野町滝、遠野町入遠野、遠野町上根本、遠野町大平、田人町南大平、田人町旅人、田人町黒田、田人町荷路夫、田人町貝泊、田人町石住、小川町上小川、小川町福岡、小川町上平、小川町柴原、小川町下小川、小川町西小川、小川町三島、小川町高萩、小川町塙田、小川町閑場、三和町上市萱、三和町下市萱、三和町中寺、三和町上三坂、三和町中三坂、三和町下三坂、三和町差塙、三和町合戸、三和町渡戸、三和町上永井、三和町下永井、川前町川前、川前町下桶壳、川前町上桶壳、川前町小白井、久之浜町久之浜、久之浜町田之綱、久之浜町金ケ沢、久之浜町末続、大久町大久、大久町小久及び大久町小山田を除く。)の区域
180	一八 茨城県の区域のうち、日立市の区域
190	一九 茨城県の区域のうち、土浦市、稻敷郡阿見町(大字青宿、大字廻戸、大字曙、大字大室、大字竹来、大字阿見、大字鈴木、大字若栗、大字荒川沖及び大字荒川本郷に限る。)、新治郡出島村(大字宍倉に限る。)及び同郡千代田村(大字上稻吉、大字下稻吉及び大字新治に限る。)の区域
200	二〇 茨城県の区域のうち、古河市及び猿島郡総和町の区域
210	二一 茨城県の区域のうち、勝田市の区域
220	二二 茨城県の区域のうち、鹿島郡鹿島町、同郡神栖町及び同郡波崎町の区域
230	二三 栃木県の区域のうち、宇都宮市、鹿沼市及び真岡市の区域
232	二三の二 栃木県の区域のうち、足利市及び佐野市の区域
233	二三の三 栃木県の区域のうち、栃木市、小山市及び安蘇郡葛生町の区域
240	二四 群馬県の区域のうち、高崎市(八幡町、鼻高町、藤塚町及び剣崎町に限る。)及び安中市(中宿、安中、安中一丁目から安中五丁目まで、中宿一丁目、下間仁田、岩井、野殿、大谷、板鼻、板鼻一丁目及び板鼻二丁目に限る。)の区域
250	二五 群馬県の区域のうち、高崎市(前号に掲げる区域を除く。)の区域
252	二五の二 群馬県の区域のうち、渋川市の区域
260	二六 埼玉県の区域のうち、川越市、浦和市、大宮市、所沢市、岩槻市、春日部市、狭山市、上尾市、与野市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、上福岡市、蓮田市、北足立郡伊奈町、入間郡大井町、同郡三芳町、南埼玉郡宮代町、同郡白岡町、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町、同郡吉川町及び同郡庄和町の区域
270	二七 埼玉県の区域のうち、川口市、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市及び三郷市の区域
280	二八 埼玉県の区域のうち、秩父市及び秩父郡横瀬村の区域
290	二九 千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、東葛飾郡浦安町及び君津郡の区域
300	三〇 千葉県の区域のうち、銚子市の区域
310	三一 千葉県の区域のうち、野田市、成田市、佐倉市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、東葛飾郡閏宿町、同郡沼南町、印旛郡四街道町、同郡酒々井町、同郡印旛村、同郡白井町、同郡印西町、同郡本笠村及び同郡栄町の区域
320	三二 千葉県の区域のうち、茂原市の区域
330	三三 東京都の区域のうち、特別区、武蔵野市、三鷹市、調布市、保谷市及び狛江市の区域
340	三四 東京都の区域のうち、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、秋川市、西多摩郡羽村町及び同郡瑞穂町の区域
350	三五 神奈川県の区域のうち、横浜市、川崎市及び横須賀市の区域
352	三五の二 神奈川県の区域のうち、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、三浦郡、高座郡、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域
360	三六 新潟県の区域のうち、新潟市、豊栄市及び北蒲原郡聖籠村の区域
362	三六の二 新潟県の区域のうち、長岡市の区域
370	三七 新潟県の区域のうち、上越市及び中頸城郡頸城村の区域
380	三八 富山県の区域のうち、富山市、高岡市、新湊市、婦負郡婦中町及び射水郡の区域
390	三九 石川県の区域のうち、金沢市、松任市、石川郡美川町及び同郡野々市町の区域
400	四〇 福井県の区域のうち、福井市及び坂井郡の区域
410	四一 福井県の区域のうち、敦賀市の区域
420	四二 福井県の区域のうち、武生市及び鯖江市の区域
422	四二の二 長野県の区域のうち、長野市の区域
423	四二の三 長野県の区域のうち、松本市、岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町の区域
430	四三 岐阜県の区域のうち、岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、羽島郡、不破郡垂井町、安八郡神戸町、同郡安八町、同郡墨俣町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、同郡本巣町、同郡穂積町、同郡巣南町、同郡真正町及び同郡糸貫町の区域
440	四五 岐阜県の区域のうち、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児郡及び土岐郡の区域
450	四五 静岡県の区域のうち、静岡市(小河内、田代、上坂本、岩崎、井川、口坂本、梅ヶ島、入島、奥仙侯、口仙侯、上落合、油野、長妻田、柿島、奥池ヶ谷、大沢、横沢、腰越、内匠、長熊、森腰、落合、桂山、中沢、有東木、渡、中平、平野、横山、蕨野、相淵、大間、八草、崩野、榦尾、湯ノ島、諸子沢、日向、柄沢、坂ノ上、杉尾、小島、坂本、黒侯、鍵穴、寺島、相侯、星居渡及び赤沢を除く。)の区域
460	四六 静岡県の区域のうち、浜松市及び浜名郡可美村の区域

462	四六の二 静岡県の区域のうち、沼津市、三島市、裾野市、駿東郡清水町及び同郡長泉町の区域
470	四七 静岡県の区域のうち、清水市及び庵原郡由比町の区域
480	四八 静岡県の区域のうち、富士宮市、富士市、富士郡、庵原郡富士川町及び同郡蒲原町の区域
490	四九 愛知県の区域のうち、名古屋市、東海市、知多市、海部郡飛島村(一般国道一号線以南の地域に限る。)及び同郡弥富町(稻荷から富島に至る一般国道一号線以南の地域に限る。)の区域
500	五〇 愛知県の区域のうち、豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡小坂井町、同郡御津町及び渥美郡田原町の区域
510	五一 愛知県の区域のうち、一宮市、津島市、犬山市、江南市、尾西市、稻沢市、岩倉市、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡及び海部郡(第四十九号に掲げる区域を除く。)の区域
520	五二 愛知県の区域のうち、瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、愛知郡及び西加茂郡三好町の区域
530	五三 愛知県の区域のうち、半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、知多郡阿久比町、同郡東浦町及び同郡武豊町の区域
540	五四 三重県の区域のうち、四日市市、三重郡楠町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域
542	五四の二 三重県の区域のうち、桑名市及び鈴鹿市の区域
550	五五 滋賀県の区域のうち、大津市、草津市、守山市、栗太郡、甲賀郡石部町及び同郡甲西町の区域
552	五五の二 滋賀県の区域のうち、彦根市、長浜市、近江八幡市、蒲生郡安土町、神崎郡五個荘町、同郡能登川町、坂田郡米原町及び同郡近江町の区域
560	五六 京都府の区域のうち、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡八幡町及び同郡田辺町の区域
570	五七 京都府の区域のうち、福知山市、舞鶴市及び綾部市の区域
580	五八 大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市及び泉北郡の区域
590	五九 大阪府の区域のうち、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、三島郡、泉南郡、南河内郡狭山町及び同郡美原町の区域
600	六〇 兵庫県の区域のうち、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市(上佐曾利、香合新田、下佐曾利、長谷、芝辻新田、大原野、波豆、境野及び玉瀬を除く。)及び川西市(見野、東畦野、西畦野、山原、山下、笠部、下財、一庫、国崎、黒川及び横路を除く。)の区域
610	六一 兵庫県の区域のうち、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、加古郡、印南郡及び揖保郡太子町の区域
620	六二 兵庫県の区域のうち、相生市、龍野市、赤穂市、揖保郡揖保川町及び同郡御津町の区域
630	六三 兵庫県の区域のうち、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、加東郡社町及び同郡滝野町の区域
640	六四 和歌山県の区域のうち、和歌山市、海南市、有田市及び海草郡下津町の区域
650	六五 岡山県の区域のうち、岡山市の区域
660	六六 岡山県の区域のうち、倉敷市(中畠、南畠、福田町松江、東塚、潮通、連島町亀島新田、連島町鶴新田、水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島福崎町、水島南亀島町、水島北亀島町、水島明神町、水島高砂町、水島海岸通、水島西通、水島中通、水島川崎通、児島宇野津字長島新田、児島塩生及び玉島乙島に限る。)の区域
670	六七 岡山県の区域のうち、倉敷市(前号に掲げる区域を除く。)の区域
672	六七の二 岡山県の区域のうち、玉野市の区域
680	六八 岡山県の区域のうち、笠岡市の区域
690	六九 岡山県の区域のうち、備前市の区域
700	七〇 広島県の区域のうち、広島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町及び同郡坂町の区域
710	七一 広島県の区域のうち、呉市の区域
720	七二 広島県の区域のうち、竹原市及び豊田郡東野町の区域
730	七三 広島県の区域のうち、三原市、尾道市及び御調郡向島町の区域
740	七四 広島県の区域のうち、福山市(芦田町、加茂町及び駅家町を除く。)の区域
750	七五 広島県の区域のうち、大竹市の区域
760	七六 山口県の区域のうち、下関市の区域
770	七七 山口県の区域のうち、宇部市及び小野田市の区域
780	七八 山口県の区域のうち、徳山市、下松市、光市及び新南陽市の区域
790	七九 山口県の区域のうち、防府市の区域
800	八〇 山口県の区域のうち、岩国市及び玖珂郡和木町の区域
810	八一 徳島県の区域のうち、徳島市(川内町及び応神町に限る。)、阿南市(富岡町、学原町、日開野町、七見町、領家町、住吉町、原ヶ崎町、西路見町、出来町、豊益町、福村町、除町、黒津地町、向原町、辰巳町、才見町、中村町、見能林町、大潟町、津乃峰町及び橋町に限る。)、那賀郡那賀川町及び板野郡北島町の区域
812	八一の二 徳島県の区域のうち、徳島市(前号に掲げる区域を除く。)、鳴門市、小松島市、阿南市(前号に掲げる区域を除く。)、那賀郡羽ノ浦町、板野郡松茂町及び同郡藍住町の区域
820	八二 香川県の区域のうち、高松市(女木町及び男木町を除く。)の区域
830	八三 香川県の区域のうち、丸亀市(本島町、牛島、広島町及び手島町を除く。)、坂出市(与島町、岩黒及び櫃石を除く。)、綾歌郡宇多津町及び仲多度郡多度津町(高見及び佐柳を除く。)の区域
840	八四 愛媛県の区域のうち、松山市及び伊予郡松前町の区域
842	八四の二 愛媛県の区域のうち、今治市の区域
850	八五 愛媛県の区域のうち、新居浜市及び西条市の区域
860	八六 愛媛県の区域のうち、川之江市(金生町山田井のうち石ノ口及び切山、川滝町、柴生町並びに下川町を除く。)及び伊予三島市(富郷町及び金沙町を除く。)の区域
870	八七 愛媛県の区域のうち、東予市及び周桑郡小松町の区域
880	八八 福岡県の区域のうち、北九州市及び京都郡苅田町の区域
890	八九 福岡県の区域のうち、福岡市の区域
900	九〇 福岡県の区域のうち、大牟田市の区域
902	九〇の二 福岡県の区域のうち、久留米市の区域
910	九一 長崎県の区域のうち、長崎市及び西彼杵郡香焼町の区域
920	九二 長崎県の区域のうち、佐世保市の区域
922	九二の二 熊本県の区域のうち、熊本市の区域
930	九三 熊本県の区域のうち、八代市及び葦北郡田浦町の区域
940	九四 熊本県の区域のうち、荒尾市の区域
950	九五 熊本県の区域のうち、水俣市の区域
960	九六 大分県の区域のうち、大分市及び北西部郡の区域
970	九七 宮崎県の区域のうち、延岡市の区域
972	九七の二 宮崎県の区域のうち、日向市の区域
980	九八 鹿児島県の区域のうち、鹿児島市の区域
990	九九 鹿児島県の区域のうち、川内市の区域
992	九九の二 沖縄県の区域のうち、那覇市、石川市、宜野湾市、浦添市、国頭郡金武村、中頭郡与那城村、同郡北谷村、同郡北中城村、同郡中城村、同郡西原村及び島尻郡与那原町の区域
993	九九の三 沖縄県の区域のうち、糸満市、沖縄市、国頭郡恩納村、同郡宜野座村、中頭郡勝連村、同郡読谷村、同郡嘉手納町、島尻郡豊見城村及び同郡南風原村の区域
1000	一〇〇 前各号に掲げる区域以外の地域

備考 この表に掲げる区域は、昭和五十一年九月一日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。

表 1.1 総量規制地域コード

コード	大気汚染防止法施行令 別表第三の二(第七条の三関係)
1	一 別表第三第二十七号に掲げる区域
2	二 別表第三第二十九号に掲げる区域
3	三 別表第三第三十三号に掲げる区域
4	四 別表第三第三十五号に掲げる区域
5	五 別表第三第四十八号に掲げる区域
6	六 別表第三第四十九号に掲げる区域
7	七 別表第三第五十三号に掲げる区域
8	八 別表第三第五十四号に掲げる区域
9	九 別表第三第五十六号に掲げる区域
10	一〇 別表第三第五十八号に掲げる区域
11	一一 別表第三第五十九号に掲げる区域
12	一二 別表第三第六十号に掲げる区域
13	一三 別表第三第六十一号に掲げる区域
14	一四 別表第三第六十四号に掲げる区域
15	一五 別表第三第六十六号に掲げる区域
16	一六 別表第三第六十七号に掲げる区域
17	一七 別表第三第六十九号に掲げる区域
18	一八 別表第三第七十四号に掲げる区域
19	一九 別表第三第七十五号に掲げる区域
20	二〇 別表第三第七十七号に掲げる区域
21	二一 別表第三第七十八号に掲げる区域
22	二二 別表第三第八十号に掲げる区域
23	二三 別表第三第八十八号に掲げる区域
24	二四 別表第三第九十号に掲げる区域

指定地域外のコードは 0

表 1.2 NOx 総量規制地域コード

コード	大気汚染防止法施行令 別表第三の三(第七条の三関係)
1	一 別表第三第三十三号に掲げる区域
2	二 別表第三第三十五号に掲げる区域
3	三 別表第三第五十八号に掲げる区域

指定地域外のコードは 0

表 1.3 特別排出基準適用地域コード

コード	大気汚染防止法施行規則 別表第四(第七条関係)
1	一 令別表第三第二二号に掲げる区域
2	二 令別表第三第二七号に掲げる区域
3	三 令別表第三第二九号に掲げる区域
4	四 令別表第三第三三号に掲げる区域
5	五 令別表第三第三五号に掲げる区域
6	六 令別表第三第三八号に掲げる区域
7	七 令別表第三第四七号に掲げる区域のうち、清水市(大平、河内、西里、葛沢、土、布沢、高山、茂野島、和田島、清地、中河内、宍原、小河内、吉原、伊佐布、杉山、茂畑及び広瀬を除く。)の区域
8	八 令別表第三第四八号に掲げる区域のうち、富士市(今宮、石井、間門、鶴無ヶ淵、桑崎、大淵のうち昔曾比奈、飯森、淵切、州岳、鶴芝下、横道下、丸火東及び番地のない区域並びに江尾のうち中芝尾根、尖石、五ノ尾根、古牧添、中尾根、聴小屋、御座石、正月坂、薪無、砥石、成谷、大荷土場、一盃水、小麦石、金山、乗越山、沢山、大沢、茅尾根、押出尾根、鳩頭、鳩尾根、横渡、聖人山、大ヒラ、石尾根、横手、アセミ平、児持石、綿帽子、猪ノ平、一ノ沢、吾妻野、大洞、寺尾、中尾及び三ノ沢を除く。)の区域
9	九 令別表第三第四九号に掲げる区域
10	一〇 令別表第三第五三号に掲げる区域
11	一一 令別表第三第五四号に掲げる区域のうち、四日市市(小林町、高花平一丁目から五丁目まで、采女町、小古曾東三丁目七番、貝家町、北小松町、南小松町、山田町、西山町、小山町、内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、和無田町、川島町、小生町、菅原町、寺方町、高角町、曾井町、桜町、智積町、西坂部町、山之一色町、赤水町、上海老町、下海老町、平尾町、江村町、北野町、黒田町、萱生町、中村町、平津町、千代田町、伊坂町、山村町、広永町、朝明町、山城町、札場町、北山町、西大鐘町、大鐘町、あさけヶ丘一丁目から三丁目まで、八千代台一丁目及び二丁目、水沢町、水沢野田町、中野町、小牧町、市場町並びに西村町を除く。)、三重郡楠町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域
12	一二 令別表第三五六号に掲げる区域
13	一三 令別表第三第五八号に掲げる区域
14	一四 令別表第三第五九号に掲げる区域
15	一五 令別表第三第六〇号に掲げる区域のうち、神戸市(北区及び垂水区を除く。)、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市(上佐曾利、香合新田、下佐曾利、長谷、芝辻新田、大原野、波豆、境野及び玉瀬を除く。)及び川西市(見野、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、下財、一庫、国崎、黒川及び横路を除く。)の区域
16	一六 令別表第三第六一号に掲げる区域
17	一七 令別表第三第六四号に掲げる区域
18	一八 令別表第三第六六号に掲げる区域
19	一九 令別表第三第七四号に掲げる区域
20	二〇 令別表第三第七五号に掲げる区域
21	二一 令別表第三第七七号に掲げる区域
22	二二 令別表第三七八号に掲げる区域
23	二三 令別表第三第八〇号に掲げる区域
24	二四 令別表第三第八三号に掲げる区域
25	二五 令別表第三第八五号に掲げる区域
26	二六 令別表第三第八八号に掲げる区域
27	二七 令別表第三第九〇号に掲げる区域
28	二八 令別表第三第九六号に掲げる区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和四十九年二月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

指定地域外のコードは 0

表14 NO2環境基準告示2-1の区分コード

コード	1時間値の1日平均値が 0.06 ppmを超える地域
1	令別表第3の第33号に掲げる区域
2	令別表第3の第35号に掲げる区域
3	令別表第3の第49号に掲げる区域
4	令別表第3の第58号に掲げる区域
5	令別表第3の第60号に掲げる区域
6	令別表第3の第88号に掲げる区域

指定地域外のコードは 0

表15 NO2環境基準告示2-2の区分コード

コード	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppmまでのゾーン内にある地域
1	令別表第3の第11号に掲げる区域
2	令別表第3の第26号及び第27号に掲げる区域
3	令別表第3の第29号に掲げる区域並びに野田市、柏市、流山市及び鎌ヶ谷市の区域
4	令別表第3の第34号に掲げる区域
5	令別表第3の第35の2号に掲げる区域
6	令別表第3の第45号に掲げる区域
7	令別表第3の第47号に掲げる区域
8	令別表第3の第48号に掲げる区域
9	令別表第3の第53号に掲げる区域
10	令別表第3の第55号及び第55の2号に掲げる区域並びに野洲町、中主町、竜王町及び水口町の区域
11	令別表第3の第56号に掲げる区域並びに井手町、山城町、精華町、木津町及び加茂町の区域
12	令別表第3の第59号に掲げる区域
13	令別表第3の第61号に掲げる区域
14	令別表第3の第65号に掲げる区域
15	令別表第3の第66号及び第67号に掲げる区域
16	令別表第3の第70号に掲げる区域
17	令別表第3の第71号に掲げる区域
18	令別表第3の第89号に掲げる区域

指定地域外のコードは 0

表16 改正前自動車NOX法の特定地域コード

コード	改正前 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令別表第一
1	一 埼玉県の区域のうち、川越市、熊谷市、川口市、浦和市、大宮市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、北足立郡、入間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、大里郡大里村、北埼玉郡騎西町、同郡川里村、南埼玉郡及び北葛飾郡の区域
2	二 千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、東葛飾郡及び印旛郡白井町の区域
3	三 東京都の区域のうち、特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、秋川市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町の区域
4	四 神奈川県の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町、同郡大井町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域
5	五 大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の区域
6	六 兵庫県の区域のうち、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成四年十一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

指定地域外のコードは 0

表17 自動車NOX・PM法の対策地域コード

コード	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令別表第一
1	一 埼玉県の区域のうち、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、北足立郡、入間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、児玉郡上里町、大里郡大里村、同郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町、北埼玉郡騎西町、同郡南河原村、同郡川里町、南埼玉郡及び北葛飾郡の区域
2	二 千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市及び東葛飾郡の区域
3	三 東京都の区域のうち、特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町の区域
4	四 神奈川県の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町、同郡大井町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町の区域
5	五 愛知県の区域のうち、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稻沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛島村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町の区域
6	六 三重県の区域のうち、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、同郡木曽岬町、三重郡楠町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域
7	五 大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町の区域
8	六 兵庫県の区域のうち、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十三年十一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

指定地域外のコードは 0

表18 道路種別コード

コード	道路種別	備考
1	国土開発幹線自動車道等	道路交通センサスと対応
2	都市高速道路	
3	一般国道	
4	主要地方道(都道府県道)	
5	主要地方道(指定市市道)	
6	一般都道府県道	
7	指定市の一般市道	
8	一	
9	その他	